

第3章 担い手チャレンジ支援事業

(担い手チャレンジ支援事業の目的)

第27条 担い手チャレンジ支援事業は、青年農業者等に対し、農業及び農家生活等に関する知識・技術の向上等、農業の担い手としての資質の向上を図ることを目的とする。

第1節 経営発展活動支援事業

(事業の目的)

第28条 経営発展活動支援事業（以下「経営発展事業」という。）は、農業経営及び農家生活等の発展向上を図るためのプロジェクト活動等を支援し、経営発展意欲の高揚を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第29条 経営発展事業は、次に掲げるとおりとする。

- 1 新規性または地域への波及効果が期待できる調査研究
 - (1) 農畜水産物の新品種の育成
 - (2) 県内で導入事例のない農業施設や機械の改良
 - (3) 県内で導入事例のない栽培技術、飼育、加工技術の開発
 - (4) 地域の農畜水産物の新たなオリジナルレシピの開発
 - (5) 地域の特産物や加工品を創出し、地域農業の発展につながる調査研究
 - (6) その他、地域における課題について、課題解決のための新たな調査研究
- 2 栃木県が重点的に推進する農政課題テーマについて、県と共同で行う新規性のある調査研究

農政課題テーマは「とちぎグリーン農業」とし、「とちぎグリーン農業推進方針（令和5（2023）年3月）」に示された取組方策に基づくものなどとする。

(事業の対象及び要件)

第30条 経営発展事業の対象は、現に農業に従事している青年農業者及び青年農業者グループ並びに農業高校生等のグループとする。

- 2 経営発展事業は、当該事業着手から事業終了までの期間を1件として対象とする。
- 3 経営発展事業の成果概要は、栃木県農業振興公社ホームページ等で公表する。
- 4 青年農業者及び青年農業者グループは、青年農業者プロジェクト実績発表会等においてプロジェクト発表を行い、農業者及び関係者へ広く周知するものとする。

(事業の実施)

第31条 経営発展事業は、関係指導機関の助言を得て計画的に実施するものとする。

(申請)

第32条 経営発展事業の助成を受けようとする者は、原則として事業実施30日前までに、経営発展活動支援事業助成申請書(別記様式第1号)を指導機関の意見を付して、理事長あて提出するものとする。

- 2 農業高校生等のグループは、助成金給付に係る請求及び受領、経費の執行等について、委任状(別記様式第2号)により指導機関に委任し、その写しを理事長あて提出するものとする。

(給付)

第33条 理事長は、申請書の内容を審査し、適正と認めたときは、助成金給付決定書(別記様式第3号)をもって申請者に通知するものとする。また、内容の審査にあたっては、第29条第2項の事業内容を優先的に採択するものとする。

- 2 理事長は、助成金給付決定した旨(別記様式第4号)を指導機関に通知するものとする。
- 3 給付決定を受けた者は、給付決定後速やかに助成金給付請求書(別記様式第5号)を理事長に提出し、その提出をもって助成金を給付するものとする。

(変更届出)

第34条 助成金の給付決定後に、申請書の記載事項に大きな変更が生じたとき、助成金の給付を辞退しようとするとき、及びその他重大な状況の変化が生じたときは、経営発展活動支援事業変更届(別記様式第6号)をその事由が発生した日から30日以内に指導機関の意見を付して、理事長に提出するものとする。

- 2 理事長は、前項の届け出があったときは、内容を審査し、助成金の額の変更又は取消しをすることができるものとする。

(報 告)

第 35 条 助成金の給付を受けた者は、事業終了後 30 日以内に、経営発展活動支援事業実績報告書（別記様式第 7 号）に、その状況を記したレポート、記録簿、写真及び領収書の写し等を添付し、指導機関の意見を付して、理事長に提出するものとする。また、成果概要を栃木県農業振興公社ホームページ等に掲載するため、電子データを併せて提出するものとする。

なお、理事長は支援対象者に対して、その取組内容や現地を確認することができるものとする。

- 2 やむを得ず事業終了が翌年度に見込まれる場合は、事業着手年度の 3 月 31 日までに中間報告書（別記様式第 8 号）を指導機関の意見を付して、理事長に提出するものとする。